

令和元年12月6日

保護者様

尼崎市教育委員会

非常変災時における臨時休業の判断基準について

平素より尼崎市立学校園の教育活動にご理解とご協力をいただき、感謝申し上げます。

非常変災時における臨時休業の判断については、基本的には学校園長の決定によるところであり、これまで学校園ごとに対応してまいりました。

尼崎市教育委員会では、昨今の台風や局地的豪雨、地震、土砂災害等これまでの想定を超える自然災害の発生状況等を鑑み、園児・児童・生徒の安全確保に万全を期するため、別紙のとおり、非常変災時における臨時休業の判断基準についての方針を示します。

今後につきましては、別紙の方針による運用が基準となりますので、ご理解いただくとともに、お子様の安全な登下校園等にご協力くださいますようお願いいたします。

以上

<本件問い合わせ先>

尼崎市教育委員会事務局学校企画課

TEL：06-4950-5688

FAX：06-4950-5658

e-mail：ama-gakkokikaku@city.amagasaki.hyogo.jp

非常変災時における臨時休業の判断基準についての方針

尼崎市教育委員会

1 「尼崎市」に「大雨警報」「洪水警報」「暴風（暴風雪を含む）警報」（以下、「警報」とする）及びこれらにかかる「特別警報」が発表された場合

※市立高等学校、あまよう特別支援学校及び成良中学校琴城分校における警報等発表時の臨時休業の判断基準については、各校の定めによります。

時	警報及び特別警報	学校園の対応	備考
前日	・翌日に大型の台風が直撃するなど、警報等の発表が明らかに予測される場合	・学校園は、前日（日曜・祝日も含む）に市教委から臨時休業の連絡を受けた場合、警報等の発表の有無に関係なく臨時休業とします。 ・学校園は、対応内容や留意点等を保護者に連絡します。	・尼崎市のホームページ、防災ネット、尼崎市 LINE 公式アカウントに前日に決定した市としての方針を、午後 5 時までに表示しますので、ご確認ください。 <臨時休業日> 【給食】中止します。 【中学校弁当】中止し、返金します。
登校園前	・午前 7 時現在で発表中	自宅待機	
	・午前 9 時までに解除	授業実施	【給食】実施します。 【中学校弁当】実施します。
	・午前 9 時現在で発表中	臨時休業	【給食】中止します。 【中学校弁当】中止し、返金します。
登校園後	・在校園時に発表	・周囲の状況や安全等を確認した後、速やかに下校させます。 ・下校させることが危険だと判断した場合は、学校で待機させ、保護者に迎えに来ていただき、引き渡します。	【給食】 午前 11 時までに発表された場合、給食を中止して下校します。 【中学校弁当】 中学校弁当提供前に「下校」と判断した場合、返金しません。ただし、弁当が配達されていた場合は、本人に渡します。

2 地震発生の場合

時	地震	学校園の対応	備考
登校園前	・授業日の前日及び当日に震度5弱以上の地震が発生した場合	臨時休業	【給食】中止します。 【中学校弁当】 中止し、返金します。
	・尼崎市地域防災計画に規定する避難情報（「高齢者等避難開始」、「避難勧告」、「避難指示（緊急）」）の発令があった場合	・避難情報（「高齢者等避難開始」、「避難勧告」、「避難指示（緊急）」）の発令があった地域を校区に含む学校は臨時休業	【給食】中止します。 【中学校弁当】 中止し、返金します。
登校園後	・震度5弱以上の地震が発生した場合	・地震が発生した時点で、授業や部活動等を中断し、避難行動をとります。 ・学校園長は被害状況を把握し、安全を確保した上で、園児児童生徒（以下「児童等」とします。）を待機させ、下校や引き渡し等の判断をします。	【給食】中止します。 【中学校弁当】 中学校弁当提供前に「下校」と判断した場合、返金しません。ただし、弁当が配達されていた場合は、本人に渡します。
	・尼崎市地域防災計画に規定する避難情報（「高齢者等避難開始」、「避難勧告」、「避難指示（緊急）」）の発令があった場合	・学校園長は被害状況を把握し、安全を確保した上で、児童等を待機させ、下校や引き渡し等の判断をします。	
登下校園中	・震度5弱以上の地震が発生した場合	・児童等は、最も安全と考える場所（学校、自宅、頑強な建物等）に避難します。 ・教職員は児童等の所在を確認（校内・通学路・避難場所など）します。 ・学校園長は被害状況を把握し、安全を確保した上で、児童等を待機させ、下校や引き渡し等の判断をします。	<登校時に発生した場合> 【給食】中止します。 【中学校弁当】 中止し、返金します。

3 その他の災害発生の場合

時	災害	学校園の対応	備考
登校園前	・学校園長は、学校周辺で特殊事情やその他災害（火災、ガス爆発、雷等）発生時に、臨時休業あるいは通学路の変更等の連絡・指示をする場合があります。	・臨時休業は学校園長が判断します。	【給食】中止します。 【中学校弁当】 中止し、返金します。
登校園後		・学校園長は被害状況を把握し、下校や引き渡し等の判断をします。	【給食】 中止については、市教委と協議します。 【中学校弁当】 中止については、市教委と協議します。

4 その他

- (1) 非常変災等により、学校園において電気または水道のライフラインが途絶した場合、臨時休業とします。
- (2) 学校が臨時休業となった場合、部活動を中止します。
- (3) 学校が臨時休業となった場合、学校開放及び学校施設目的外使用についても、中止とします。
- (4) 市立高等学校については、通学区域が広範囲のため、登校前に尼崎市外において、非常変災や交通遮断等特殊事情が発生した場合は、本方針に準じて、学校長が当該地域に在住する生徒の公欠扱い等の判断をします。

以 上

参考

児童ホーム及びこどもクラブの児童の対応

1 児童ホーム児童

- ・非常変災等に伴い、小学校が臨時休業となった場合、休所とします。
- ・登校後、児童ホームの登所時間までに学校が下校の判断を決定した場合、休所とします。
- ・児童ホームの活動中に警報が発令された時は、原則として帰宅させます。
- ・地震発生及び避難情報が発令された場合は、児童の安全確保を行い、原則として保護者へ引き渡しをします。

2 こどもクラブ児童

- ・非常変災等に伴い、小学校が臨時休業となった場合、こどもクラブ事業は中止とします。
- ・開催中に非常変災等が発生した場合は、児童の安全を最優先させ、原則として帰宅させます。
- ・地震発生及び避難情報が発令された場合は、児童の安全確保を行い、原則として保護者へ引き渡しをします。

3 その他

非常変災時には、様々な対応が必要となるため、児童の安全を最優先させ、学校長と連携を密にして、適切に対応します。